

2022年5月12日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
 代表者名 代表取締役社長 森 亮介
 (証券コード:7157 東証グロス市場)

定款の一部変更に関するお知らせ

ライフネット生命保険株式会社 (URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社: 東京都千代田区、代表取締役社長: 森亮介)は、本日開催の取締役会において、2022年6月26日開催予定の第16回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせします。

1. 変更の理由

(1)発行可能株式総数の増加に関する変更

当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資本政策を可能にするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)で定める当社の発行可能株式総数を1億株から2億株に変更するものです。

(2)株主総会資料の電子提供制度に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものです。

1. 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新設するものです。
2. 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主の皆さまに交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、新設するものです。
3. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は不要となるため、これを削除するものです。
4. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(3)取締役(監査等委員である者を除く。)の員数に関する変更

取締役会の最適化かつ活性化及び意思決定の迅速化を通してさらなる企業価値の向上を図るため、現行定款第18条(取締役の員数)につきまして取締役(監査等委員である者を除く。)の員数を11名以内から10名以内に減少させるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。
第7条～第12条 (条文省略)	第7条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第16条 (条文省略)	第13条～第16条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)	(電子提供措置等)
(新設)	第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会	第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、 <u>11名以内</u> とする。 2 (条文省略)	第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、 <u>10名以内</u> とする。 2 (現行どおり)
第19条～第29条 (条文省略)	第19条～第29条 (現行どおり)
第5章 会計監査人	第5章 会計監査人
第30条～第32条 (条文省略)	第30条～第32条 (現行どおり)
第6章 計算	第6章 計算
第33条～第37条 (条文省略)	第33条～第37条 (現行どおり)
第7章 附則	第7章 附則
第38条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等に関する経過措置) 第 39 条 第 16 回定時株主総会の決議による <u>変更の前の定款第 17 条(以下「変更前定款第 17 条」という。)の削除および変更後の定款第 17 条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u>
(新設)	<u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条は、なお効力を有する。</u>
(新設)	<u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 26 日(日曜日)
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 26 日(日曜日)

ライフネット生命について URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/>

当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。デジタルテクノロジーを活用しながら、保険相談、お申し込みから保険金等のお支払いまで、一貫してお客さまの視点に立った商品・サービスの提供を実現するとともに、オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指します。

会社及び商品の詳細は <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。
株主・投資家向けの情報は <https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先
経営企画部 03-5216-7900